「働き方改革」に関する講義を実施

金成労働局長は、平成３１年１月１８日（金)、株式会社長崎銀行（本社：長崎市）支店長研修において、『「働き方改革」について』と題した講義を行いました。

株式会社長崎銀行と長崎労働局は、長崎県内の働き方改革及び地域振興等を推進するため、平成３１年１月１１日に「働き方改革に関する包括連携協定」を締結しており、今回の講義は、当該協定に基づき行ったものです。

同行の約３０名の支店長等に、働き方改革の概要、労働局の施策等を理解していただくことで、地域企業と密接な関わり合いがある金融機関の強みを発揮していただき、長崎労働局、労働基準監督署及びハローワークとのより一層の連携体制を構築して、働き方改革の推進を図るための理解と協力を求めました。

講義では、「働き方改革がなぜ必要なのか？」、「働き方改革の全体像」、「包括連携協定の意義」、「働き方改革のための支援策」等の内容を説明しました。